

## 茨城県龍ケ崎市 令和5年5月 定例記者会見資料(事業報告)

<新規事業>若者の新婚生活を応援!新婚世帯に市民税1年相当分(10万円)を補助 「龍ケ崎市 U29新婚生活スタート応援補助金」7/3~受付開始

龍ケ崎市では、本市で新婚生活をスタートする若者世代に対し、最大10万円を補助する「龍ケ崎市 U29新婚生活スタート応援補助金」を創設し、令和5年7月3日(月)から受付を開始しますので、お知らせします。

本事業は、若者の新婚生活における経済的負担の軽減や定住促進等を狙い、**新たに実施する本市独自の制度**です。

20代後半の想定年収から市民税額を算出し、対象となる年代の年間市民税1年相当分にあたる最大10万円を補助金額に設定。基本額5万円に加え、加算額として本市内での消費された金額を5万円までキャッシュバックします。

事業の対象者は、令和5年1月1日以降に婚姻した夫婦いずれかが30歳未満(婚姻日時点)で、申請日時点で夫婦共に本市への居住が3ヶ月経過していること、加えて、婚姻日から2年以内としています。

なお、本事業は、本市の最上位計画「龍ケ崎みらい創造ビジョン for2030」のリーディングプロジェクトにおける"若者世代の活躍支援や定住促進"に基づくものです。



さらに、市内事業者と連携した本事業対象者に対する特典サービスの提供を検討していますので、決定次第、改めてお知らせいたします。

■受付開始日 令和5年7月3日(月)

※事業実施要綱上の施行日は令和5年7月1日ですが、土曜日のため、受付開始は翌週月曜日からとなります。

■対象者・婚姻日時点で、夫婦いずれかが30歳未満

・令和5年1月1日以降に婚姻した夫婦 (ただし、申請可能な期間は婚姻日から2年以内)

・申請日時点で、夫婦共に龍ケ崎市への居住が3ヶ月経過 など

■その他・令和5年度予算額:15,000,000円

·想定件数:年間約150件

·申請書入手方法:

市まちの魅力創造課窓口・市公式ホームページにて6/5~配布開始予定

■資料 ·事業概要

・事業チラシ

龍ケ崎市 総合政策部 まちの魅力創造課 人口問題対策室

担当課 担当者:関口・岡野(せきぐち・おかの)

連絡先:0297-64-2751(直通)